

## 日田市立博物館条例施行規則の一部改正について（趣旨）

### 1. 目的・理由

日田市立博物館内における来館者の著しい迷惑行為等の防止対策を図るに当たり、所要の措置を講ずること。

（背景）自治体職員に対する来館者からの著しい迷惑行為（いわゆる「カスタマーハラスメント」）が増加傾向にあり、また、スマートフォンの普及に伴い、無断撮影等の行為について、他の来館者の個人情報保護等の観点から、対策が求められている。

### 2. 内容

日田市立博物館条例第5条に「利用の制限」が規定されており、施行規則において本条例と重複しない内容で「禁止行為」規定【施行規則第4条】を設けるもの。

### 3. 施行の時期

公布の日から施行すること。

### 4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

#### 該当理由

日田市庁舎管理規則の一部改正（意見公募手続を実施）に準じた一部改正のため。